

# 西宮市議会傍聴規則

[昭和47年5月1日]  
〔西宮市議会規則第1号〕

[沿革] 昭和56年6月17日 議会規則1号[1]  
平成9年2月24日 議会規則1号[2]  
平成28年5月17日 議会規則1号[3]  
令和5年10月27日 議会規則1号[4]  
令和6年11月13日 議会規則1号[5]

## (趣旨)

**第1条** この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第130条第3項の規定に基づき、傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

## (傍聴席の区分)

**第2条** 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。[4]

## (傍聴券等の交付)

**第3条** 会議を傍聴しようとする者は、傍聴券又は傍聴章の交付を受けなければならぬい。[4]

## (傍聴券)

**第4条** 傍聴券の種別は、一般傍聴券及び議員の紹介による傍聴券とする。[4]

- 2 一般傍聴券は、会議当日所定の場所で先着順により交付する。
- 3 議員の紹介による傍聴券は1議員1枚とし、議員を通じあらかじめ交付する。
- 4 傍聴券の交付を受けた者は、当日に限り傍聴することができる。[4]

## (傍聴章)

**第5条** 傍聴章は、報道関係者及び西宮市職員で、議長が特に必要があると認める者に交付する。[4]

- 2 傍聴章の交付を受けた者は、当該会期を通じて傍聴することができる。

## (傍聴受付票への記入) [4]

**第6条** 傍聴券の交付を受けようとする者は、傍聴受付票に住所及び氏名を記入しなければならない。[4]

## (傍聴人の入場)

**第7条** 傍聴人が入場しようとするときは、傍聴人入口で傍聴券又は傍聴章を係員に提示しなければならない。[4]

## (傍聴券等の提示)

**第8条** 傍聴人は、係員から要求を受けたときは、傍聴券又は傍聴章を提示しなければならない。[4]

(傍聴券等の返還)

**第9条** 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴を終え退場しようとするときは返還しなければならない。

2 傍聴章の交付を受けた者は、当該会期が終わったときは返還しなければならない。

[4]

(一般席の定員)

**第10条** 一般席の定員は、85人とする。[2]

2 傍聴人が前項の定員に達したときは、傍聴券又は傍聴章を所持する者でも入場させないことがある。[4]

(議場への入場禁止)

**第11条** 傍聴人は、議場に入ることができない。

(傍聴席に入ることができない者)

**第12条** 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器その他危険なものを持っている者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 異様な服装をしている者
- (4) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者
- (5) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている者
- (6) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすそれが顕著に認められる者

[1] [4]

2 監督の付添わない12歳未満の者は、傍聴席に入ることができない。

(傍聴人の守るべき事項)

**第13条** 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

- (1) 議場における言論に対して公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談論し、放歌し、高笑しその他騒ぎたてないこと。
- (3) はち巻、たすきの類をする等示威的行為をしないこと。
- (4) 帽子、オーバーコートの類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときはこの限りでない。
- (5) 食事、飲酒又は喫煙をしないこと。
- (6) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- (7) 携帯電話、スマートフォン、タブレット端末、パソコンその他の音を発する機器の電源を切り、又は操作音その他音声が発生しないように設定すること。ただし、パソコンについては、議長が特に必要があると認める場合を除き、使用しないこと。

(8) 前各号に定めるもののほか、議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

[3] [4] [5]

(写真、動画等の撮影及び録音等の禁止) [4]

**第14条** 傍聴人は、傍聴席において写真、動画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た者はこの限りでない。[4]

(傍聴人の退場)

**第15条** 傍聴人は、秘密会を開く議決があったときは、すみやかに退場しなければならない。[4]

(係員の指示)

**第16条** 傍聴人はすべて係員の指示に従わなければならぬ。

(違反に対する措置)

**第17条** 法第130条第1項及び第2項に定めるものを除くほか、傍聴人がこの規則に違反するときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときはこれを退場させることができる。[4]

2 退場を命ぜられた者は、その日の会議が終わるまで入場することができない。[4]

(補則)

**第18条** この規則に定めるもののほか、必要な事項は議長が決定する。

**付 則**

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 西宮市議会傍聴人取締規則（昭和22年7月30日議決）は、廃止する。

**付 則** (昭和56年6月17日西宮市議会規則第1号 [1])

この規則は、昭和56年6月17日から施行する。

**付 則** (平成9年2月24日西宮市議会規則第1号 [2])

この規則は、平成9年2月24日から施行する。

**付 則** (平成28年5月17日西宮市議会規則第1号 [3])

この規則は、平成28年5月17日から施行する。

**付 則** (令和5年10月27日西宮市議会規則第1号 [4])

この規則は、令和5年10月27日から施行する。

**付 則** (令和6年11月13日西宮市議会規則第1号 [5])

この規則は、令和6年11月13日から施行する。